

令和元年 10 月 25 日

新潟県「核燃料税」の更新

新潟県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新後の新潟県核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	新潟県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の4.5 ②出力割：48,450円／千kW／課税期間（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）4,713百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）185千円
課税を行う期間	5年間（令和元年11月15日から令和6年11月14日）

令和元年 7 月 5 日 新潟県議会にて条例案可決

同 年 7 月 29 日 総務大臣協議

同 年 10 月 25 日 総務大臣同意

（同 年 11 月 15 日 条例施行予定）

担当：自治税務局企画課 卯田係長、花房
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659